



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <p>・公有水面埋立ての竣功認可</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>産 業 政 策 課</p> <p>港 湾 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <p>・大規模小売店舗の変更事項届出</p> <p>・県営土地改良事業変更計画の決定</p>	<p>経 営 支 援 課</p> <p>農 村 整 備 課</p>

告 示

長崎県告示第159号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月2日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～10 略						1～10 略				
11	長崎県事業継続支援給付事業補助金	県下全域への新型コロナウイルス感染症特別警戒警報及び長崎市市内への緊急事態宣言発令に伴い、売上が大幅に減少した事業者の事業継続を図る。	営業時間短縮に応じた飲食店等の取引先で売上が大幅に減少した事業者等への給付金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町						

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略				
24 長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しや新たな需要の獲得に向けた取組を支援することにより、県内経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>事業再構築の促進に関する事業</u> ア～エ 略 (2) 略	(1) 3分の2以内 (2) 略	略
25 略				

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～12 略				
13 サービス産業事業再構築支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービス産業事業者の事業継続を図る取組を支援する。	補助対象者が新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るため、新分野展開による経営多角化、事業・業種転換等を指す取組に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内中小企業者等

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略				
24 長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しや新たな需要の獲得に向けた取組を支援することにより、県内経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>生産性の向上に関する事業</u> ア～エ 略 (2) 略	(1) 3分の2以内又は4分の3以内 (2) 略	略
25 略				

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～12 略				

長崎県告示第160号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年3月2日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和3年2月19日

- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
【1工区】長崎市琴海形上町字ヨセ1844番1の地先公有水面
【2工区】長崎市琴海形上町字平1849番3及び1849番2の地先公有水面
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
【1工区】727.86平方メートル
【2工区】1,212.17平方メートル
- 4 埋立地の用途
【1工区】海岸保全施設用地
【2工区】海岸保全施設用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成30年1月17日
長崎県指令29港許第3号
- 6 閲覧場所
長崎市桜町2番22号
長崎市役所

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月2日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ時津店
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2195-53
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (3) 変更しようとする事項
 - ①駐車場の収容台数
（変更前）建物南西側345台
（変更後）建物南西側193台
 - ②駐車場の出入口の数
（変更前）建物敷地南西側1箇所、西側1箇所、北西側1箇所、北側1箇所、南東側1箇所、北東側1箇所の計6箇所
（変更後）建物敷地南西側1箇所、西側1箇所、南東側1箇所、北東側1箇所の計4箇所
 - (4) 変更の年月日
令和3年10月20日

- 2 届出年月日
令和3年2月5日

- 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間

- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町産業振興課

- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

発行者
長崎県
尾上町三番一号

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、平戸地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二二
四一

令和3年3月2日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
平戸地区土地改良事業変更計画書
- 2 縦覧期間
令和3年3月2日から令和3年3月22日まで
- 3 縦覧場所
平戸市役所農林水産部農林課
土日祝日は平戸市役所警備員室

印刷所

長崎県
権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト